平成２２年（フ）第２８５号
青森県八戸市小中野八丁目１番25号　杉本方
債務者　玉城まゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
島根県雲南市掛合町波多867番地１、前住所島根県雲南市三刀屋町三刀屋585番地３
債務者　桐原　幸彦
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４５号
島根県雲南市木次町東日登182番地３、前住所島根県雲南市三刀屋町中野957番地
債務者　都間　紀重
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０２号
佐賀県佐賀市田代１丁目８番29号
債務者　武藤　瑞江
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
佐賀県佐賀市末広１丁目７番10号
債務者　眞子　広美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1774番地１
ＲＣ―212
債務者　山下　高人
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1774番地１
ＲＣ―212
債務者　山下　保子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原4783番地82
債務者　古澤　律子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄983番地３
債務者　安徳久美子（旧姓吉武）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
青森県弘前市大字末広四丁目２番地14　ミーツホイザァ城東Ｂ―210号
債務者　佐々木　孝
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１１５号
青森県弘前市大字清原１丁目５番地５　ドミールカサイＡ―201号
債務者　村谷　有成
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１２５号
神奈川県横須賀市林１丁目23番７号　岸ビル301
債務者　中田　征男
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１３５号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目18番２―807号
債務者　渡邊　貴弘
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８６号
青森県弘前市大字城南３丁目５番地１　フジグリーンハイツＢ―101号
債務者　佐藤　一男
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４３５号
名古屋市北区上飯田南町１丁目29番１号　メゾン和幸201号室、住民票上の住所愛知県稲沢市片原一色町宮西25番地
債務者　三浦　順子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３３号
熊本市八反田３丁目１番21―101号
債務者　吉永　文智
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３４０号
熊本県宇城市松橋町松橋1389番地１　セピアコート102、前住所熊本県八代郡氷川町立神3151番地
債務者　岡本　美香
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部